

入札公告

令和6年2月22日

次のとおり一般競争入札に付します。

社会福祉法人海田町社会福祉協議会
会長 松岡茂明

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和6年度海田町社会福祉協議会広報紙「社協かいた」印刷業務

(2) 履行の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(2) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 予定価格

非公表

(5) 最低制限価格

あり。非公表

(6) 履行場所

旧海田町保健センター

広島県安芸郡海田町中店8番33号

(7) 入札方式

本件業務は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。

(8) 入札方法

ア 入札金額は、総価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び海田町物品調達等に係る指名競争入札参加資格に関する規程第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 海田町競争入札参加資格の「令和5・6年度物品調達等入札参加資格者一覧表」に登録されて

いること。

- (3) 海田町内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は海田町の指名除外措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) その他は、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所

社会福祉法人海田町社会福祉協議会のホームページ (<https://kaita-shakyo.net/>) からダウンロードできる。

4 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
3に同じ。
- (2) 入札説明書、仕様書等
3に同じ。
- (3) 契約担当部署（契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先）
〒736-0035
広島県安芸郡海田町日の出町2番35号
社会福祉法人海田町社会福祉協議会
電話 082-820-0294
- (4) 入札書の提出方法
入札書は持参とする。なお、郵送、電送その他の方法による入札書の提出は認めない。
- (5) 入札執行部署
4(3)に同じ。
- (6) 入札回数
入札回数は、3回限りとする。
- (7) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 令和6年3月7日（木）午前11時
イ 場所 広島県安芸郡海田町日の出町2番35号
海田町福祉センター 1階 会議室
- (8) 開札
ア 入札者又はその代理人若しくは使者は、開札に立ち会うこととする。（立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。）
イ 開札の結果、最低制限価格以上で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。
ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）を持参により提出しなければならない。

(1) 提出先

4(3)に同じ。

(2) 提出部数

提出部数は、1部とする。

なお、提出した資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 提出期限

令和6年3月7日（木）の午後5時まで

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

6 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、落札候補者が、開札日時以後、落札者の決定までの間に一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

7 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

前記6により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

(2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

8 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ 入札書に記名押印がないもの

カ 入札書の記入文字が明確でないもの

キ 一の入札に同一の入札者又は代理人から 2 通以上の入札書が提出されたもの

ク その他入札に関する条件に違反したもの

(3) 契約保証金

要。ただし、次のいずれかに該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

ア 契約の相手方が過去 5 年間に社会福祉法人海田町社会福祉協議会、国又は地方公共団体と種類がほぼ同じで規模が同等以上の契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 契約の相手方が保険会社との間に当社協を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

ウ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

エ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

オ 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

カ 契約金額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

キ 損失補償契約、電気、水道又はガスの供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、試験研究、調査等の委託契約その他契約の性質又は目的により契約保証金を納付させることが不相当であると認められる契約の締結をするとき。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止する。

(6) 予算の成立及び契約締結日

本契約については、本件に係る予算の成立を条件にするとともに、契約締結日を令和 6 年 4 月 1 日とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。